5　前二項に規定する場合においては、個人型特定運営管理機関は、連合会の指示があったときは、速やかに、第一項の企業型資格取得者の第五十六条第一項各号に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

（個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十四条　企業型年金の企業型年金加入者であった者は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号

二　当該移換の申出と同時に法第六十二条第一項又は第六十四条第二項の規定による申出をするときは、その旨

三　法附則第三条第一項の請求を行うときは、その旨

2　法第八十二条第一項に規定する場合においては、企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

3　第一項の場合（令第六十条第五項の規定により当該申出をした場合を除く。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び個人型年金の個人型特定運営管理機関は、連合会の指示があったときは、速やかに、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をした者の第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4　第一項の場合（令第六十条第五項の規定により当該申出をした場合に限る。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、連合会の指示があったときは、速やかに、法第六十四条第二項の申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型特定運営管理機関に通知するものとする。ただし、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等が第六十六条第二項の規定により当該申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を通知したときは、この限りでない。

（資格喪失者が個人型年金加入者等である場合の個人別管理資産の移換の手続等）

第六十五条　資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等は、資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過した後速やかに、個人型記録関連運営管理機関に対し、当該資格喪失者が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を有する者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

2　前項の規定により情報の提供を求められた個人型記録関連運営管理機関は、当該情報の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた情報の提供を行うものとする。

（個人型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十四条　企業型年金の企業型年金加入者であった者（個人型年金運用指図者を除く。）は、法第六十二条第一項の規定による申出をしたときは、五日以内に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者以外の者が当該申出をした場合　当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号並びに法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者である旨

二　当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者が当該申出をした場合

イ　当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号

ロ　個人別管理資産の移換を申し出るときは、その旨

（新設）

2　法第八十一条第一項及び第二項に規定する場合においては、企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同条第一項又は第二項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

3　第一項に規定する場合においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び個人型年金の第六十六条第二項に規定する個人型特定運営管理機関は、連合会の指示があったときは、速やかに、法第六十二条第一項の申出をした者の第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

（新設）

（個人型年金運用指図者となった者の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十五条　企業型年金の企業型年金加入者であった者（個人型年金加入者を除く。）は、法第六十四条第二項の規定による申出をしたときは、五日以内に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号又は法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者である旨